

函館市地域放課後児童健全育成事業事務取扱要領

函館市地域放課後児童健全育成事業は函館市地域放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この事務取扱要領に定めるところにより、委託事業の事務を実施する。

1 放課後児童について

放課後児童とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 保護者が就労等により不在となる家庭の児童
- (2) 保護者が長期にわたる病気または看護等のため保護することが困難な家庭の児童
- (3) 保護者が求職活動により不在となる家庭の児童

2 対象児童について

- (1) 要綱第3条中、「市長が認めたその他の健全育成上指導を要する放課後児童」とは、特別支援学校の小学部の児童とする。
- (2) 要綱第4条第3項中、「障がいのある児童」とは、次のいずれかに該当する児童をいう。
 - ア 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している児童
 - イ 特別児童扶養手当支給対象者
 - ウ 医師や公的機関の意見等により障がいを有していると認められる児童
 - エ 特別支援学級に在籍している児童

3 事業の実施について

- (1) 要綱第4条第1項第4号中、「入所児童のための傷害保険および損害賠償保険」とは、被保険者が団体活動中および経路往復中に発生した事故により被った傷害等に対する保険（傷害保険）および団体活動中に他人に怪我をさせたり、他人のものを破損したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合の保険（損害賠償保険）をいうものである。
- (2) 要綱第4条第3項中、「障がい児担当職員」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 特別支援学校教諭免許状等、障がいのある児童に対応するための資格を有している者

- イ 市が毎年度実施する障がい児研修に必ず参加する者
- (3) 新規開設により支援の単位数を増やす必要がある場合、別に定める「放課後児童健全育成事業 委託事業者（候補者）選定の考え方」に基づき委託するものとする。
- (4) その他、委託事業の内容は、国の放課後児童健全育成事業実施要綱に準ずるものとする。

4 委託料について

- (1) 委託料は、予算の範囲内の額によるものとし、当該年度の4月1日において、国庫補助基準を準用した別表「委託額基準表」（以下「基準表」という。）に基づき放課後児童クラブの支援の単位毎に算定した額を合計した額とする。
- (2) 要綱第5条のただし書きの規定により、年度の中で委託する場合の委託料は、委託開始日において、基準表に基づき算定した額を月割りにより算定した額とする。
- (3) 年度の中で民間施設から公共施設内に移転する場合の委託料は、民間施設における開設期間に合わせて施設維持加算、施設維持特別加算、民間施設環境改善費を月割りにより算定した額とする。
- (4) 基準表に基づき算定した額が、予算額を上回る場合は、予算に準じた額とし、予算の補正後、基準表による委託料とするものとする。

5 事業の新たな委託について

事業の実施について新たに委託しようとするときは、委託しようとする事業者に対し放課後児童健全育成事業開始届の提出を求めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月22日から施行し、平成27年4月1日

から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年3月30日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年9月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年3月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 委託額基準表

区 分		金 額	備 考	
基本額	利用児童数	10～19人	2,794,000円-(19人-利用児童数)×30,000円	
			697,000円	常時2人以上の専任職員を配置する場合加算
		20～35人	5,117,000円-(36人-利用児童数)×27,000円	
		36～45人	5,117,000円	
	46～70人	5,117,000円-(利用児童数-45人)×85,000円		
加算項目	開所日数加算		21,000円	250日を超え,かつ1日8時間以上開所する日数に応じて加算
	長時間開所加算	平日	「18時30分を超える時間」の年間平均時間数×449,000円	18時30分を超えて開所する場合に加算
		長期休業等	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×202,000円	1日8時間を超えて開所する場合に加算
	障がい児受入		2,232,000円	障がい児担当職員を配置する場合に加算
	障がい児受入 3人以上5人以下		4,464,000円	障がい児担当職員を2人以上配置し,かつ,実際に3人以上5人以下の障がいのある児童を受け入れている場合に加算
	障がい児受入 6人以上 8人以下	職員を 2人配置	4,464,000円	障がい児担当職員を2人以上配置し,かつ,実際に6人以上8人以下の障がいのある児童を受け入れている場合に加算
職員を 3人以上 配置		6,696,000円		

障がい児 受入 9人以上	職員を 2人配置	4,464,000円	障がい児担当職員を2人以上配置し,かつ,実際に9人以上障がいのある児童を受け入れている場合に加算
	職員を 3人配置	6,696,000円	
	職員を 4人以上 配置	8,928,000円	
施設維持 加算	～35人	300,000円	公共施設で運営する場合を除く
	36人～	450,000円	
施設維持特別加算		50,000円	家賃等の施設使用料や専用施設における建設費用償還金などを負担する場合に加算
民間施設環境改善費		120,000円	公共施設で運営する場合を除く
教材補助費		50,000円	
支援員等賃金改善費		実支出額または 1,829,000円のいずれか少ない額(ただし, 開所時間が平日につき 18時30分を超えて開所 していない,または長期 休業等において,1日 8時間以上開所してい ないクラブについては, 762,000円を上限と する。)	加算の要件および対象経費は別添1による
キャリアアップ 賃金改善費		実支出額または備考欄 の基準に基づき算出し た金額のいずれか少な い額	i)放課後児童支援員 1人あたり年額131千円 ii)経験年数5年以上の放 課後児童支援員で,当該 年度の前年度に市が適 当と認める研修を受講 した者 1人あたり年額263千円

		iii) 経験年数10年以上の 放課後児童支援員で、当 該年度の前年度に市が適 当と認める研修を受講し ている事業所長的立場に ある者 1人あたり年額394千円 i ~ iiiの合計の上限は 919千円とする 加算の要件および対象経 費は別添2による
処遇改善特例加算	常勤職員1人あたり月 額11,000円	加算の要件および対象経 費については別添3のと おり
利用料軽減費	児童1人あたり72,000 円	当該年度の4月1日現在の 利用児童数に乗じて加算

備考

- 1 障がい児受入加算，施設維持加算，施設維持特別加算，民間施設環境改善費は，クラブ毎に加算し，その他は支援の単位毎に加算する。
- 2 長時間開所加算は，午前7時から午後9時までを対象とする。
- 3 要綱第4条第3項の規定による職員に年度の中途の異動がある場合については，当該職員を実際に配置する月数に応じて加算額を算定する。（一円未満切り捨て。）

別添 1

支援員等賃金改善費について

1 加算内容

放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）が、家庭、学校等との連絡および情報交換等の育成支援に主たる担当として従事する職員（放課後児童支援員および補助員）を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を委託料に加算する。

2 加算要件

加算の対象となる 1 の職員は、以下の育成支援のうちいずれかの業務に従事すること。

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。
- (2) 子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。
- (3) 市との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画およびマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年 2 回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。
- (4) 子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。
- (5) 児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要として

いる場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市または児童相談所に速やかに通告すること。

3 対象経費等

- (1) 対象経費は職員の賃金改善に必要な経費（給料，職員手当（時間外勤務手当，期末勤勉手当，通勤手当），共済費（社会保険料））に充てるための費用とする。なお，最低賃金の上昇等に伴う賃金改善分（ベースアップ分）は，加算の対象とならない。
- (2) 経営に携わる法人の役員である職員については，原則として，加算の対象とならない。また，賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については，実情に応じて，各事業者において決定するものとする。
- (3) 賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならない。ただし，業績等に応じて変動することとされている賞与等が，当該要因により変動した場合については，この限りではない。
- (4) 賃金増加分に対する実際の支払の時期については，月ごとの支払のほか一括して支払うことも可能とし，各事業者の実情に応じた方法によるものとする。
- (5) 別添2および別添3に基づき実施される賃金改善に必要な費用については，支援員等賃金改善費の対象とならない。
- (6) 事業者は，加算による賃金改善を実施するための必要な経費として保護者から徴収した額を充当してはならない。

別添 2

キャリアアップ賃金改善費について

1 加算内容

事業者が、放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指すまたは設けている場合に、以下の①～③の段階に応じた賃金改善に必要な費用の一部を委託料に加算する。

- ①放課後児童支援員
- ②経験年数が5年以上の放課後児童支援員で、市が適当と認める研修を受講した者
- ③経験年数が10年以上の放課後児童支援員で、市が適当と認める研修を受講した事業所長的立場にある者

2 加算要件

加算の要件は次のとおりとする。

- (1) 1の①～③に該当する放課後児童支援員の賃金改善の全部または一部が、基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当）により行われていること。
- (2) 事業者は、経験年数等に応じた定期昇給等の仕組みの導入に努めること。
- (3) 現在勤務している放課後児童健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。
 - ① 子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所および第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所における勤続年数
 - ② 学校教育法第1条に定める学校および同法第124条に定める専修学校における勤続年数
 - ③ 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数
 - ④ 児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数
 - ⑤ 認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める施設をいう。以下同じ。）で以下に掲げる施設の勤続年数
 - ア 地方公共団体における単独保育施策による施設
 - イ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付され

た施設

ウ 企業主導型保育施設

エ 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設
オ アからエまでに掲げる施設以外の認可外保育施設が①の施設・事業所に移行した場合における移行前の認可外保育施設

⑥ 医療法に定める病院，診療所，介護老人保健施設，介護医療院および助産所における勤続年数（保健師，看護師または准看護師に限る。）

⑦ 放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における勤続年数

(4) 経験年数の期間は，当該年度の4月1日現在において算定すること。

3 対象経費等

(1) 対象経費は職員の経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善に必要な経費（給料，職員手当（職務手当，期末勤勉手当等），共済費（社会保険料））に充てるための費用とする。なお，最低賃金の上昇等に伴う賃金改善分（ベースアップ分）は，加算の対象とならない。

(2) 経営に携わる法人の役員である職員については，原則として，加算の対象とならない。

(3) 放課後児童支援員1人あたりの対象経費は別表に定める放課後児童支援員1人あたりの基準額の範囲内とする。

(4) 賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならない。ただし，業績等に応じて変動することとされている賞与等が，当該要因により変動した場合については，この限りではない。

なお，これらの賃金の額の変動等を確認できる書類を整理しておくこと。

(5) 別添1および別添3に基づき実施される賃金改善に必要な費用については，キャリアアップ賃金改善費の対象とならない。

(6) 事業所長的位置にある者は1つの支援の単位につき，原則1名までとする。

(7) 事業者は，加算による賃金改善を実施するための必要な経費として，保護者から徴収した額を充当してはならない。

別添 3

処遇改善特例加算について

1 加算内容

事業者は、放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）に勤務する職員に対し、当該加算の実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて賃金を引き上げた場合、当該賃金改善に必要な費用を委託料に加算する。

2 加算要件

加算の要件は次のとおりとする。

- (1) 令和4年2月分から職員に対する賃金改善を実施すること。
- (2) 当該加算は、職員の賃金改善および当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

3 対象経費等

- (1) 対象経費は賃金改善に必要な経費とし、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給または毎月決まって支払われる手当の引き上げにより改善を図ること。なお、最低賃金の上昇等に伴う賃金改善分（ベースアップ分）は、加算の対象とならない。
- (2) 経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、加算の対象とならない。
- (3) 賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

なお、これらの賃金の額の変動等を確認できる書類を整理しておくこと。

- (4) 別添1および別添2に基づき実施される賃金改善に必要な費用については、処遇改善特例加算の対象とならない。
- (5) 事業者は、加算による賃金改善を実施するための必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。